

重要事項説明書（指定認知症対応型共同生活介護）

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）

シエロアスール

当事業者が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団瑞芳会石垣内科医院
主たる事務所の所在地	浜松市中央区中野町1217番地
電話番号	053-421-0057
代表者職	理事長
代表者氏名	石垣 征一郎

事業所の名称	シエロアスール
事業所の所在地	浜松市中央区中野町4210番地
介護保険事業所番号	2297200681
指定年月日	平成26年4月1日
交通の便	遠鉄バス 磐田見付・中ノ町線 中ノ町 下車 徒歩5分

2 事業所の職員の概要

職 種	員 数	勤 務 の 体 制		
		常勤	非常勤	人
管理者	1人	1人	1人	人
計画作成担当者	2人	1人	1人	1人
介護職従業者	14人	14人	0人	人
看護職員	1人	0人	1人	1人

3 認知症対応型共同生活介護施設の概要

定員	18人（1ユニット 9人）
居室	個室 18室（1室 9.56㎡）
浴室	一般浴槽・介助浴槽
居間食堂台所	2ヶ所 58.9㎡
その他の設備	

4 事業所の運営の方針

当事業所は、高齢者が住み慣れた地域で生活を行い、地域の特性に応じた柔軟なサービスが提供できるよう、さらに利用者が抱える社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の介護及び機能訓練、その他必要な援助を行います。

事業実施にあたっては、利用者の一人一人の尊厳とプライバシーを大切に、自立回復をめざし、他居宅サービス事業者や医療機関等との綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

また、利用者その家族、地域の代表者、区役所の職員等をメンバーとする運営推進会議を設置し、事業報告、要望、助言の場を設けます。

診療所が併設されており、安心かつ安全なグループホームをめざしていきます。

看取りに関しては、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した利用者について、その旨を本人又はその家族に対して説明し、その後の治療方針についての合意を得た場合において、医師・看護師・介護従業者等が共同して、随時本人又は、その家族に十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるように支援していきます。

5 利用料金

- (1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供（介護保険適用部分）に際し、あなたが負担する利用料金は、原則として基本料金の自己負担割合分です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

基本料金（1日分）

	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
要支援 2	7, 595円
要介護度 1	7, 635円
要介護度 2	7, 990円
要介護度 3	8, 234円
要介護度 4	8, 396円
要介護度 5	8, 568円

加算料金

初期加算	1日につき 入居日から30日以内	304円
認知症対応型医療連携体制加算	1日につき	375円
生産性向上推進体制加算	1月につき	101円
科学的介護推進体制加算	1月につき	406円
看取介護加算 1	1日につき 死亡日以前31～45日	730円
看取介護加算 2	1日につき 死亡日以前4～30日	1, 460円
看取介護加算 3	1日につき死亡日前日及び前々日	6, 895円

看取介護加算 4	死亡日 12,979円
サービス提供体制加算Ⅲ	61円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	基本料金及び加算料金の17.8%

指定単位数×10.14円の計算になりますので、円単位の誤差が生じる場合があります。

- 管理費・家賃 1日につき 3,330円
尚 管理費については 外泊、入院等により施設を利用していない時でも契約期間内の場合は、請求いたします。
- 敷金 100,000円 (家賃1ヶ月相当分)
- 水光熱費 1日につき 550円
- 紙おむつ・紙パンツ 1枚120円 ・パット小 1枚20円・パット大 1枚50円
- 食材料費 1日 2,270円
(朝食：580円 昼食(おやつ代等含む)：990円 夕食：700円)
- 衛生材料費(おしぼり代等) 1回80円(1日3回まで)
(必要とされない方は、衛生材料費(おしぼり等)の提供を控えることができます。)
- その他の費用
理美容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。

(3) 料金の支払方法

あなたが当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月11日以降に、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、18日までにお支払いください。支払方法は、原則として口座自動引落としとさせていただきます。また、都合により、現金による集金の方法も可能でございます。

(4) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、各市町村の窓口に提出して差額の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- 当事業者に電話又は、直接お申し込み下さい。当事業所の担当職員があなたのお宅に伺い、当事業者の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容等についてご説明します。
- この説明書の内容について、あなたの同意を得た後、事業者の計画作成担当者が介護計画の原案を作成し、同意を得たうえで、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ア あなたのご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の30日前までに文書で申出てください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の30日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・あなたが病院等に入院し1ヵ月以上の入院が見込まれるとき
- ・あなたの要介護区分が自立、又は要支援1と認定された場合
- ・あなたが亡くなったとき

エ その他

- ・事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・あなたがサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。
- ・他利用者に対して迷惑行為により、身体に危害が及び生命を脅かす恐れのある行為が認められた場合は、話し合いにより退所していただく場合があります。

7 入退居の留意事項

- ・共同生活を営むことに支障があり、精神状態が不安定で、自傷他害の恐れがある場合は退居してもらう場合があります。
- ・常時医療機関において治療の必要が生じて、入院治療が必要と判断された場合は退居してもらう場合があります。
- ・浜松市の被保険者から変更になる場合は、原則は退居になります。
- ・入居後利用者の状態の変化があり、認知症対応型共同生活介護のサービスに適合しない状態になった場合は、退居してもらう場合があります。
退居に際しては、利用者家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議して、介護の継続性が維持されるように必要な援助を行います。

8 サービス利用にあたっての留意事項

- 面会：午後2時～午後6時までとして面会簿への署名をお願いします。
体調がすぐれない方、乳幼児の方のご面会をご遠慮下さい。
- 外出、外泊：利用者の家族の同意を得て管理者の許可を得てすることとする。
- 飲酒、喫煙：飲酒・喫煙は当敷地内は禁止とする。
- 設備、器具の利用：用法に十分注意して使用すること。利用者の瑕疵ある場合
設備器具の破損等につきましては、ご負担お願いする場合があります。
- 金銭の管理：原則持込禁止。
- 宗教活動：個人の信条を妨げないうえで、他利用者の妨げにならないようにす

ること。

- ペット：ペットの持ち込みは禁止する。
- 転倒等の事故が起きないように十分配慮してまいります。不測の事態が起こる場合がございます。事故が起きた場合は原因・経過を明らかにしてまいります。
- 携帯電話のご利用はご相談ください

9 サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

内	容
食事：	栄養バランスを考えた献立。必要に応じて食事介助を行います。
排せつ：	利用者の状況に応じた適切な介助を行います。
入浴：	原則的に週2回行います。
健康管理：	毎日の血圧測定・検温。健康状態を協力医師へ定期的に報告する。
理美容：	随時希望をとり行います。
レクリエーション：	楽しみを持って生活できるよう支援します。
日常生活上の機能訓練：	身体機能維持できるように体操や機能訓練を行います。
相談及び支援：	生活上にある相談にできる範囲で応じます。

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたに分かりやすいように説明します。
- 従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を厳守する。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、あなたの身体に接触する設備、器具については、消毒したものを使用します。

10 担当の職員

あなたを担当する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者は以下のとおりです。

管理者・計画作成担当者
計画作成担当者

11 緊急時の対応方法

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医、当事業者の協力医療機関等に連絡します。

協力医療機関	氏名	医療法人社団瑞芳会石垣内科医院
	連絡先	053-421-0057
協力歯科医療機関	氏名	グリーン歯科SUZUKI
	連絡先	053-464-7151
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

1.2 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」「地震防災規定」「風水害災害計画」にて対応する。
平常時の防災訓練等	年2回の消火・避難訓練の実施
防災設備	自動火災報知器・誘導灯・スプリンクラー ガス漏れ報知器・屋内消火器
消防計画	消防署への届出：平成26年2月24日 防火管理者：太田雅史 内容：別途書類にて

1.3 苦情処理

あなたは、事業者が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供による苦情の申し立てをすることができます。あなたが苦情を申し立てたことにより何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担当 太田雅史

電話番号 053-423-1800

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

市町村	東・中央 担当窓口	浜松市介護保険課 電話番号 053-457-2374
	東 担当窓口	浜松市中央福祉事務所長寿支援課 電話番号 053-424-0184
	浜名 担当窓口	浜松市浜名福祉事業所長寿保険課 電話番号 053-585-1123
国民健康保険団体連合会	担当窓口	国保連合会静岡事業部介護保険課
	電話番号	054-253-5590

1.4 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.5 身体拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.6 衛生管理等

施設、食器その他送迎車両を含む設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、また、感染防止対策委員を設置します。

- (1) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所等の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむねひと月に1回程度開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

1.7 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8 地域と連携

利用者及び利用者家族、地域住民との連携及び協力を行うために、おおむね2ヶ月に1回以上「運営推進会議」を行う。運営推進会議では、活動状況を報告して評価を受け、必要な助言、要望を聴く機会を設けます。

令和 年 月 日

(事業者)

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県浜松市中央区中野町4210番地

名称 シエロアスール

説明者 印

(利用者)

この説明書により、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名 印

(利用者家族)

住所

氏名 印